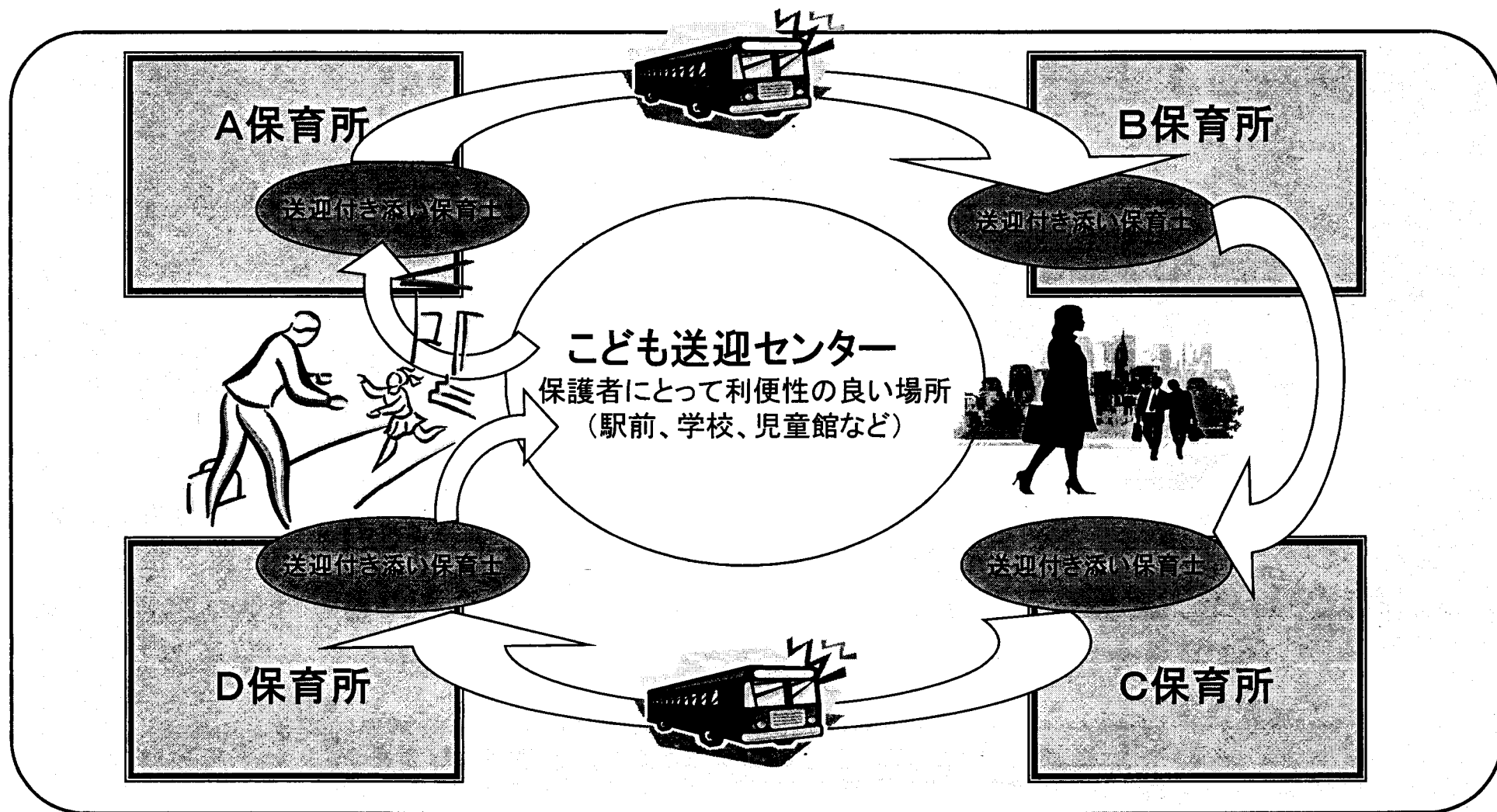


# 広域的保育所利用事業の概要

## <概要>

地域全体で待機児童を解消等するため、保護者にとって利便性の良い場所に市町村が設置したこども送迎センターを中心とし、各保育所の保育士による付き添いのもと、送迎バス等による児童の送迎を実施する。



# 保育所の耐震化整備事業の概要

## <概要>

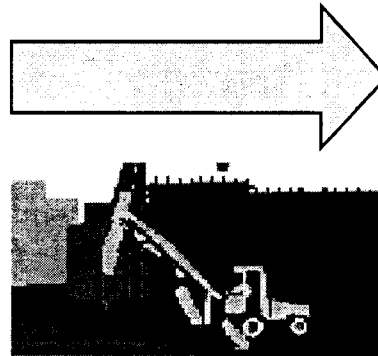
私立保育所の改築や大規模修繕による耐震化整備については、平成20年度第2次補正予算の「安心こども基金」において補助対象としているところであるが、引き続き耐震化整備のさらなる促進を図る。

※財政力が乏しく、かつ、待機児童が多いため財政負担の大きい市町村については、定員純増の整備を実施する場合に、国庫補助率を1/2から2/3に嵩上げすることとしており、当該地域における保育所整備が促進されるよう、耐震化整備についてもこの取扱いを適用する。(市町村負担1/4→1/12)

旧園舎



改築・大規模修繕



耐震構造園舎の完成



平成20年度2次補正や「安心こども基金」と同様に市町村負担軽減を実施

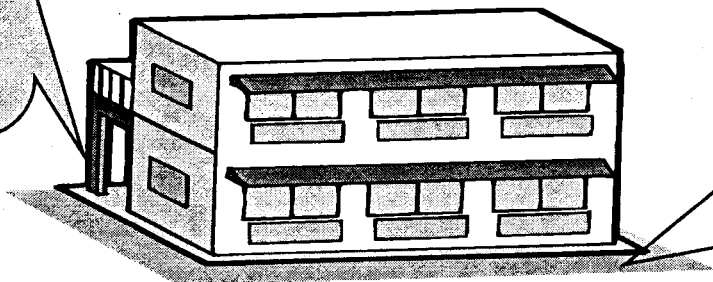
## 家庭的保育事業の賃借料補助の概要

### <概要>

家庭的保育(保育ママ)事業を促進し、児童の受け入れを緊急に図るため、自宅が狭隘等の理由のため事業実施が困難な場合でも、自宅以外の場所で事業実施が可能となるよう、賃貸物件による家庭的保育の実施に係る賃借料を補助する。

平成20年第2次度補正において、自宅等改修費について補助しているが、新たに賃借料を補助する。

### 家庭的保育の実施場所



### 家庭的保育事業の実施



# 保育士再就職支援コーディネーター配置事業の概要

## <概要>

保育所に勤務していない潜在保育士に係る研修については、既に安心こども基金の対象事業としてしているところであるが、研修修了後のスムーズな再就職を支援するため、求職者・雇用者のニーズをマッチングして、保育所への再就職へつなげるため、保育士再就職コーディネーターを各都道府県の社会福祉協議会等に配置する。

平成20年度第2次補正  
予算「安心こども基金」  
で補助対象

保育士再就職研修



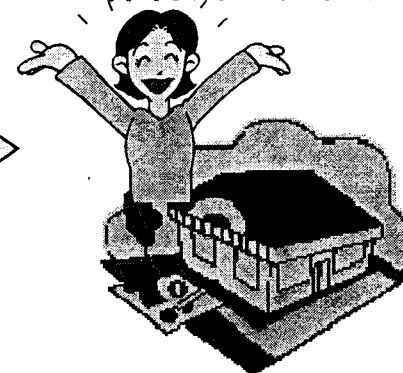
コーディネーターによる再就職支援

生活スタイルなどに応じた就労  
希望条件を相談



- ・採用募集の状況を把握
- ・求職者のニーズにあった就職先を提案
- ・求職者と雇用者双方のニーズを調整

保育所へ再就職



# 安心こども基金（文部科学省計上分）

平成21年度補正予算額

68億円

安心こども基金の活用により、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備や、認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援を実施

## 1. 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（65億円）

幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。

## 2. 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援（3億円）

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。

国



《安心こども基金》  
(22年度末までの事業)  
都道府県



事業実施

・認定こども園  
・幼稚園  
・研修実施主体

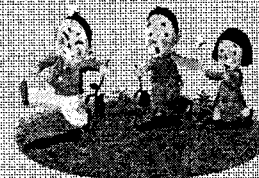
# すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生事業～

## 《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

## 《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)



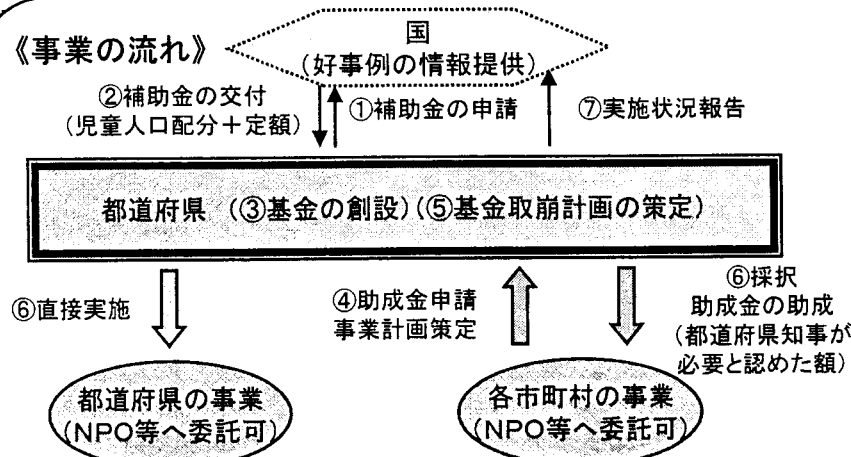
《対象事業》 都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ①地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- ②地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細かな子育て支援活動を促進するための支援
- ③経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)
- ⑤放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)
- ⑥病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)
- ⑨地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援



※ 各自治体は、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用することで、上記事業への上乘せや上記以外の独自事業の実施も可能。

## 《事業の流れ》



## 《以下の事業は対象としない》

- 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- 今までに一般財源化された事業
- 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。)